

議 長 日程第6「議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明求めます。

町 長 議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和5年8月22日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

初めに、今回の条例改正の主な内容でございますが、令和5年度の税制改正による地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備を図るもので、大きく分けますと、2つの内容について改正を行うものでございます。

1つ目は、固定資産税の税負担の軽減措置が講じられております通称「わがまち特例」について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が創設されたことによるもの。2つ目は、軽自動車税種別割の税率の特例に関するもので、燃費性能などの優れた軽自動車を新車で取得した場合、取得した翌年度に限り、軽自動車税の種別割が軽減されるグリーン化特例について、現行の特例措置の内容はそのまま、適用期限を延長するものでございます。また、地方税法の改正により生じた項ずれによる整備も併せて行います。

詳細につきましては、議案を3枚おめくりいただきまして、4枚目の参考資料1、新旧対照表を使って御説明させていただきます。新旧対照表の1ページをお願いいたします。左が改正後、右が改正前でございます。今回は附則の改正でございます。左側、改正後の附則第12項は、固定資産税の税負担の軽減負担が講じられております通称「わがまち特例」について、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置が創設されたことにより、その適用を受けようとする者がすべき申告手続に関する規定を追加いたし

ます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。先ほどの附則第12項を追加したことにより、以下1項ずつ繰り下がります。2ページの右側、改正前の附則第12項から1枚おめくりいただきまして、4ページの附則第13項第15号までは、地方税法の改正により引用条項の項ずれが生じたため、改正するものでございます。左側、改正後の附則第14項第17号には、先ほど附則第12項に追加いたしました長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の特例割合について、国が示す参酌割合と同じ3分の1とする規定を追加いたします。

右側、改正前の附則第13項第17号では、旧地方税法附則第64条で、生産性革命の実現に向け、中小企業が新規に設備投資をする一定の特例対象資産に対し、固定資産税を減額する割合を定めておりましたが、対象となる資産の取得期間が令和5年3月31日で終了したため、規定を削除いたします。

5ページの右側、改正前の附則第21項は、軽自動車税の環境性能割について、本来2%である税率を1%軽減する特例の時限が到達し、終了したため、規定を削除いたします。

右側、改正前の附則第23項から、8ページ、附則第29項までは、軽自動車税種別割のグリーン化特例についての規定でございます。環境性能の優れた自動車の普及を促進するという観点から、環境性能など、一定の基準を満たす新車の軽自動車を取得した日の属する年度の翌年度分の税額が軽減されるグリーン化特例について、現行の特例措置の内容はそのまま、適用期限を延長する改正を行います。

5ページの左側、改正後の附則第23項では、電気自動車などに適用となる税額のおおむね75%の軽減措置について、令和8年度分まで3年延長する規定に改めます。

1枚おめくりいただきまして、7ページから8ページにわたりますが、附則第24項では、税額のおおむね50%の軽減措置について、令和8年度分まで3年延長する規定に改めます。附則第25項では、税額のおおむね25%の軽減措置に

ついて、令和7年度分まで2年延長する規定に改めます。

恐れ入ります、5枚お戻りいただきまして、改正文の3ページ。改正文の3ページをお願いいたします。附則でございます。第1項施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。第2項は、固定資産税に関する経過措置、第3項及び第4項は軽自動車税に関する経過措置といたしまして、それぞれ適用となる期日と、それ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第30号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。